

災害時要援護者支援対策マニュアル

松前町

【 目 次 】

1	趣 旨	1
2	災害時要援護者の定義	1
3	災害時要援護者支援対策に対する基本的な考え方	1
4	平常時に必要な災害時要援護者支援対策	1
5	災害時要援護者地域支援体制づくり	2
(1)	災害時要援護者リストの作成	2
(2)	登録台帳等の情報管理	3
6	災害発生時の支援体制	4
(1)	災害時における安否確認等の目安	4
(2)	行政等の対応	4
(3)	社会福祉協議会の対応	5
(4)	自主防災組織(または自治区)の対応	5
(5)	民生児童委員及び独居高齢者見守り推進員の対応	5
(6)	近隣協力員の対応	6
7	その他	
「別表 1」	災害時要援護者区分	8
「様式 1」	災害時要援護者登録申請書兼登録台帳	10
「様式 2」	災害時要援護者リスト	11
「様式 3」	誓約書	12
「様式 4」	災害時被害状況報告書	13
【資料 1】	防災関係機関等一覧表	14
【資料 2】	避難所一覧表	16

災害時要援護者支援対策マニュアル

1 趣 旨

この支援対策マニュアルは、「松前町地域防災計画」を踏まえ、台風や地震災害に際し、行動等に大きなハンデキャップを有している身体等に障害を持つ者や高齢者などの災害時要援護者に対する安全確保のための具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための指針とするものである。

2 災害時要援護者の定義

本マニュアルにおける「災害時要援護者」とは、災害時に自力で避難することに、支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる高齢者及び障害者とし、別表1のとおり区分する。

3 災害時要援護者支援対策に対する基本的な考え方

災害時要援護者を災害から守るためには、災害時要援護者の障害の内容、程度、能力の状況に応じた支援策が適時かつ的確に講じられることが必要であることから、平常時における災害時要援護者支援対策を推進することを基本とする。

4 平常時に必要な災害時要援護者支援対策

災害による被害を未然に防止したり、被害を最小限に食い止めるためには、日頃からの対策が不可欠である。

特に、災害が発生すると、災害時要援護者への負担は大きく、平常時からの災害時要援護者の負担軽減を図るための対策を講じておくことが必要である。

地域ぐるみで災害時要援護者を支援する「災害時要援護者地域支援体制づくり」

適時に正確な情報提供が図られる「災害時要援護者向け情報伝達体制づくり」

災害時要援護者への支援意識の啓発、防災訓練の実施などによる「災害時要援護者支援意識づくり」

災害時要援護者が居住する施設等での被災を最小限とするための、「災

害時要援護者安全生活環境づくり」

災害支援の中核的な役割を担うボランティアの育成をするための、「災害時要援護者支援マンパワー体制づくり」

災害時要援護者が自力で避難ができるなど災害時要援護者にやさしい社会環境づくりを推進するための、「福祉のまちづくり」

5 災害時要援護者地域支援体制づくり

民生児童委員、自主防災組織（または自治区）を中心とした災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援、協働体制づくりを整備するため、平常時に、災害時要援護者を支援するために必要な情報を登載した災害時要援護者登録台帳及び要援護者リスト（以下「登録台帳等」という。）を整備するものとする。

登録台帳等を整備する際、災害が発生した場合に、災害時要援護者の居宅に駆けつけ避難行動等を支援する「近隣協力員」2名を設け、災害時要援護者の迅速な支援体制づくりを確立する。

(1) 災害時要援護者リストの作成

災害が発生したとき、災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、松前町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式1）に基づき必要な情報を登載した松前町災害時要援護者リスト（様式2。以下「要援護者リスト」という。）を整備するものとする。

災害時要援護者の情報収集方法

災害時要援護者の情報収集については、下記ア又はイの方法により、基本的に本人の同意を得て情報収集するものとする。

なお、本人からの同意の内容は、民生児童委員、自主防災組織（または自治区）、社会福祉協議会などの災害時地域支援機関等で平常時の情報共有を行うこと及び災害時に災害対策本部、消防署、消防団などの防災関係機関や警察署への情報開示を行うこと並びに情報提供（住所、氏名、生年月日、電話番号、本人の状況など）の同意を得るものとする。また、近隣協力員の選定にあたっては、相手方に安全確認、避難誘導、関係者への連絡などをしてもらうことの同意を事前に得るものとする。

ア 本人からの自己申告による情報収集

松前町からの広報等での周知、障害者団体や老人クラブ等の団体組織を通じた呼びかけ、社会福祉施設等の職員や民生児童委員等の協力を得ての呼びかけを通して、災害時要援護者本人や家族から自己申告で災害時要援護者登録申請(以下「登録申請」という。)をしてもらう。

イ 本人の同意による情報収集

役場の福祉課や介護保険課窓口での説明や、民生児童委員、自主防災組織、関係団体等の協力を得て、災害時要援護者本人や家族に直接働きかけて、本人等の同意を得て、登録申請してもらう。

この際、働きかけの対象者は、65歳以上の在宅高齢者のうち、独居の者、高齢者のみの世帯の者、要介護3以上の者並びに在宅障害者のうち身体障害者手帳1・2級所持者、知的障害者で療育手帳A・B判定の者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者とする。

要援護者リストに搭載する者・しない者

ア 原則的に登録申請のあった者は搭載する。ただし、同居する世帯員等により情報伝達、避難誘導及び安否確認ができるなど災害時要援護者に対してすべての支援の必要がない者は、除く。

イ 災害時要援護者の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号について情報提供の同意があれば搭載する。要援護者区分、近隣協力員、緊急連絡員などの他の記載がなくても搭載する。

この際、要援護者区分に記載がないときは障害の程度に応じた避難誘導等の対応ができないおそれがあること、近隣協力員の記載がないときは安否確認等が遅れるおそれがあることなどの説明を、災害時要援護者に十分行うものとする。

ウ 情報提供先に1箇所でも同意できないものがあるときは、登録申請ができない。

(2) 登録台帳等の情報管理

登録台帳等は、障害者については福祉課、高齢者については介護保険課がそれぞれ原本を管理し、整備するとともに現況把握に努めるものとする。また、登録内容変更に伴う登録台帳等の更新は、1年に1回行うものとする。

なお、自主防災組織等災害時地域支援機関に情報提供するときは、必要に応じ誓約書（様式３）の提出を求める。また、個人情報についてはその取扱いに慎重を期するものとする。

6 災害発生時の支援体制

（１）災害時における安否確認等の目安

ア 地震災害・・・震度５弱以上の地震が発生した場合

イ 風水害・・・避難準備情報、避難勧告または指示が出されたとき

ウ その他・・・災害時要援護者の安否の確認が必要と思われる災害が発生した場合

（２）行政等の対応

災害対策本部事務局

本部事務局は、松前町地域防災計画に基づき、災害対策全般の事務を処理する。本部事務局は、災害により被害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害時要援護者を優先した災害情報伝達や避難誘導支持などの対応をとるものとする。

災害対策本部福祉部（福祉課、介護保険課）

災害発生時は、社会福祉協議会と連携して、民生児童委員や独居高齢者見守り推進員及び近隣協力員等と連絡をとり、要援護者リスト登載の災害時要援護者の安否確認、被害確認を迅速に行う。

また、状況に応じて、災害時要援護者支援担当を置き、災害対策本部や消防署等との連携のもとに、災害時要援護者の避難支援業務を実施する。

消防署

消防署は、災害対策本部、消防団、自主防災組織と連携・協力し、災害時要援護者の支援に努めるものとする。

消防団

消防団は、地域における消防・防災の中核的存在として、消防署や自主防災組織と連携し、災害時要援護者の支援や避難誘導に努めるものとする。

(3) 社会福祉協議会の対応

民生児童委員の被災確認

民生児童委員の被災状況を確認し、民生児童委員が被災している場合や連絡が取れない場合には、他の民生児童委員に安否確認を依頼するとともに、安否確認の取れていない災害時要援護者の確認把握に努めるものとする。

あわせて、民生児童委員の被災状況を災害対策本部福祉部に連絡し、災害時要援護者の多元的な安否確認等を依頼する。

災害時要援護者の支援

状況に応じて、災害対策本部や消防署等との連携のもとに、災害ボランティアを活用するなどして災害時要援護者の支援に努める。

また、避難所へ避難している災害時要援護者についても災害ボランティアを活用して状況の把握に努める。

(4) 自主防災組織（または自治区）の対応

自主防災組織(または自治区)は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう。」という住民の隣保協同の精神に基づき、地域で自主的に防災活動を行う組織として、日頃から災害時要援護者や地域住民とのコミュニケーションを密にするとともに災害時要援護者の実態把握に努めるものとする。

災害発生時には、地域の民生児童委員、独居高齢者見守り推進員、近隣協力員の協力を得ながら、災害時要援護者の支援や避難誘導に努めるものとする。

(5) 民生児童委員及び独居高齢者見守り推進員の対応

民生児童委員

民生児童委員は、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携を図るとともに、独居高齢者見守り推進員、近隣協力員等の協力を得て、担当地域内の要援護者リスト登載者の安否確認を迅速に行う。

また、状況に応じて、災害対策本部や消防署などの防災関係機関への連絡や現場出動要請等を行う。

被害が生じた場合は、できるだけ迅速に近隣協力員または独居高齢者見守り推進員の協力を得て、災害時被害状況報告書（様式４）を作成し

災害対策本部福祉部に提出する。

独居高齢者見守り推進員

民生児童委員から連絡があった場合は、速やかに近隣協力員等と連携を図り、要援護者リスト掲載者の安否確認を行う。

また、被害が生じた場合は、民生児童委員ができるだけ迅速に災害時被害状況報告書を作成できるよう協力する。

(6) 近隣協力員の対応

近隣協力員は、災害発生時には、災害時要援護者宅に駆けつけ、安否確認、避難場所への誘導等を行う。誘導が困難な場合は、災害対策本部、消防署、自主防災組織（または自治区）、民生児童委員、独居高齢者見守り推進員等の関係者に連絡をとる。

近隣協力員は、災害発生後、災害時要援護者の避難状況等を民生児童委員または独居高齢者見守り推進員に報告する。

安否確認の留意事項

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された災害時要援護者等の救出に重要であり、近隣協力員が率先して行うことが必要である。

ア 安否確認は、現地で救出、避難誘導を行うことで、一時的に確認できると考えられるが、さらに避難所において安否の確認を行うとともに、その他の情報を収集するなどして複数の確認行為が必要である。

イ あらかじめ定められた情報伝達を多元化しておくことが必要である。

災害時要援護者の救出、避難誘導等応急活動の留意事項

災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅介護等の援護を受けている方に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生ずるなどの事態が発生するため、次の対応策が必要である。

ア 事前対策として、消防団、自主防災組織（または自治区）、民生児童委員、ボランティア組織等の連携体制により、在宅高齢者、障害者等の救出、避難誘導等の訓練を行う。

イ 避難誘導先は、各地区に避難所や一時避難所が定められているの

で、必ず把握しておく。

ウ 要援護者リストに登録された災害時要援護者については、速やかな救出、避難誘導と安否等の情報収集に努める。

エ 救出にあたっては、災害対策本部、消防署または警察署等の指示のもとに行うことが望ましいが、迅速に行うためには、自主防災組織（または自治区）、消防団等を中心とした地域住民の協力のもとに行う。

別表1 災害時要援護者区分

区分		災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
65歳以上の高齢者	独居高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のため災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・体力が衰え機敏な行動がとりにくいが、自力で行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・他人に迷惑をかけたくない気持ちが強く、我慢をしてしまうことがあるので、本人の状態をこまめに確認することが必要。
	高齢者のみ世帯の者	<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いが少なくなるなど地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	
	要介護3以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者がいない場合には、覚知が遅れる可能性がある。 ・自力での行動ができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチャー等の移動用具やおぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。また、支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・医療機関との連絡体制が必要。日頃から服用している薬等があれば、携帯するようにする。
	その他高齢者	(上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者)	
障害者	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害により、災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・視覚障害による状況の把握が困難。 ・災害時には、障害物等によりよく知っている場所でも、いつものように行動できなくなる。 ・日常生活圏を離れた場所では、介助が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・誘導するときは、白杖を持たないほうの手で肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり後ろから押ししたりしないようにする。 ・誘導するときに、路上に障害物がある場合は、たとえば段であれば段の手前で立ち止まって、上がるのか下がるのか伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況について説明する。 ・盲導犬を伴っている方には、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしない。 ・避難所では、施設の中を誘導して、どこに何があるか確認させることが必要。 ・避難所では、文字で書かれた連絡等の情報が多いので、何が書いてあるのか口頭で知らせる。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害により、災害の覚知が遅れる。 ・聴覚障害による状況の把握が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身振り、手話、筆談などの視覚による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。車椅子が使用できない場合には、おぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。 ・車椅子を使用する場合、段差を越えるときは、足元にあるステップを踏み、前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に載せてから押し進める。上がるときは車椅子を前向きに、下りるときは後ろ向きにするのが安全であり、いずれもブレーキをかける。穏やかな坂は、車椅子を前向きにして下るが、急な坂は後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りをする。階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。 ・避難所では、車椅子が通るために最低80cmの幅が、回転するためには直径150cmが必要。
	音声・言語・そしゃく機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救助など命にかかわる要請を伝えることが困難である。 	

<p>内部 障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・定期的に人工透析の必要な人や人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人など、外見からは判断できないが、災害時に医療行為が受けられなくなると生命にかかわる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等の移動用具と支援者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制と常時使用する医療機器、薬等を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。 ・誘導、搬送方法を事前に決めておく。 ・身体の状況によっては、水、たんぱく質、塩分、油分などの制限をしなければならない人もいますので、食事を提供するときには本人に確認する。
<p>その他 障害者</p>	<p>(知的障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難。 ・急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ・話しかけるなど、精神的に不安定にならないような対応が必要。災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、発作がある場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関などに相談する。日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	<p>(精神障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、環境の変化に対応できず、精神的動揺が激しくなる。 ・近隣との関係が希薄な場合、情報不足となりがちである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要。努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ・症状に応じた周囲の思いやりと協力が必要であるとともに、医療機関や支援者等との連絡体制が必要。 ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、強い不安や病状悪化が見られる場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関又は保健所へ相談する。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	<p>(その他障害者)</p> <p>上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者</p>	

(様式1)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

松前町長様

私は、災害時に援護が必要になるため、松前町災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が近隣協力員・担当民生児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織（または自治区）等災害時地域支援機関及び災害対策本部・消防署・消防団等防災関係機関並びに警察署へ情報提供されることに同意します。

【※太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。】

フリガナ 氏名	Ⓜ		性別	男・女	作成日	年 月 日
生年月日	M・T・S・H	年 月 日	生 歳	世帯主		
住 所	松前町			電 話		
				FAX		
家族構成 (本人含む)	人	地区名	自主防災組織 の有無		有・無	
手続代行者(本人以外が代行した場合)		Ⓜ		続柄		
担当民生児童委員名			電話：			
(独居高齢者見守り推進員名)			電話：			
緊急連絡先	氏名	住所及び電話番号			続柄	
		住所：				
		電話：	携帯			
		住所：				
	電話：	携帯				
本人の状況 (あてはまる項目を○で囲んでください。)						
A【在宅高齢者 (65歳以上)】						
①独居 ②高齢者のみ世帯 ③要介護3以上 ④その他高齢者						
B【在宅障害者】						
⑤視覚障害 ⑥聴覚障害 ⑦肢体不自由 ⑧音声・言語・そしゃく機能障害						
⑨内部障害 ⑩その他障害者						
現在受けている保健、医療、福祉サービス機関又は主治医						
特記事項 (伝えておきたいことなど)						

あなたが希望する近隣協力員を記載してください。(災害が発生した場合に居宅に駆けつけ安否確認等をしてもらうことの同意を得た後、近隣協力員本人に記載してもらう。)			
近隣協力員	フリガナ 氏名：	近隣協力員	フリガナ 氏名：
	住所：松前町		住所：松前町
	電話：		電話：

(問い合わせ先) 松前町 福祉課・介護保険課 電話 985-2111 (代)

(様式 2)

災 害 時 要 援 護 者 リ ス ト

地 区	民生委員氏名・電話					区 分	要 援 護 者			近隣協力員			緊急連絡先				独居高齢者見守り推進員		要援護者区分	申込年月日	備 考
	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号		氏名	住所	電話番号	氏名	続柄	住所	電話番号	氏名	電話番号						
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					

【要援護者区分:A高齢者(独居高齢者のみ世帯 要介護3以上 その他高齢者)/B障害者(視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 音声・言語・そしゃく機能障害 内部障害 その他障害者)】

(様式 3)

年 月 日

誓 約 書

松前町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び
代表者氏名)

印

電話番号

松前町災害時要援護者のリストについては、災害時の救援活動等に役立てるため、リストの記載事項を松前町個人情報保護条例(平成17年条例第1号)に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を災害時の要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

【資料1】

防災関係機関等一覧表

1 防災関係機関

(1) 災害対策本部

名称	連絡先等
本部事務局兼総務部	役場総務課危機管理係 松前町筒井631番地 TEL 985-2111 (代表) FAX 985-4148 TEL 985-4103 (直通)
災害対策本部福祉部	役場福祉課 TEL 985-4114 (直通)
	役場介護保険課 TEL 985-4115 (直通)

(2) 消防署

名称	連絡先等
松前消防署	松前町筒井809番地1 TEL 984-3404 (緊急時119番) FAX 984-4310

(3) 消防団

方面隊	分団	地域	連絡先
松前方面隊	第1分団	南黒田、北黒田	松前消防署又は 災害対策本部
	第2分団	宗意原、新立	
	第3分団	本村、筒井	
北伊予方面隊	第4分団	徳丸、中川原、出作	
	第5分団	神崎、鶴吉	
	第6分団	横田、大溝、永田、東古泉	
岡田方面隊	第7分団	大間、上高柳、恵久美	
	第8分団	昌農内、西古泉	
	第9分団	西高柳、北川原、塩屋	

2 警察署

名称	連絡先等
伊予警察署	伊予市下吾川960番地 TEL・FAX兼 982 - 0110 (緊急時110番)

3 災害時地域支援機関

(1) 社会福祉協議会

名称	連絡先等
松前町社会福祉協議会	松前町筒井710番地1 TEL 985-4144 FAX 985-3912

(2) 自主防災組織(平成20年10月現在)

名称	結成	世帯数	連絡先
西古泉自主防災会	H17.4.16	738	区長又は組織の避難誘導担当など
神崎自主防災隊	H17.8.3	587	
上高柳自主防災会	H17.12.1	509	
徳丸自主防災会	H18.2.1	525	
横田自主防災会	H18.3.1	109	
鶴吉自主防災会	H18.8.1	296	
筒井地区自主防災会	H18.8.28	1,649	
昌農内自主防災会	H18.11.19	543	
北川原自主防災会	H19.4.1	515	
南黒田自主防災会	H19.4.1	460	
東古泉地区自主防災会	H19.7.15	202	
恵久美自主防災会	H19.10.1	520	
大溝自主防災会	H19.12.1	141	
西高柳自主防災会	H20.1.6	472	
中川原自主防災会	H20.2.1	435	
出作自主防災会	H20.2.20	326	
北黒田自主防災会	H20.5.16	1,292	
新立地区自主防災会	H20.7.1	1,047	
塩屋自主防災会	H20.7.13	283	
永田地区自主防災会	H20.9.21	177	
宗意原自主防災会	H20.10.2	1,042	

【資料2】

避難所一覽表

(1) 避難所（校舎・体育館・武道場）

	施設名	収容可能 人員(人)	面積 (㎡)	所在地	電話番号
1	松前小学校	4,486	8,973	筒井1175	984-1033
2	松前中学校	4,259	8,519	浜963	984-1149
3	北伊予小学校	3,080	6,161	神崎226	984-1322
4	北伊予中学校	3,031	6,063	神崎415-1	984-2254
5	岡田小学校	3,056	6,113	西高柳156	984-2249
6	岡田中学校	3,520	7,040	昌農内443-1	984-1357
7	伊予高校	7,645	15,290	北黒田119-2	984-9311
8	健康増進センター	273	546	鶴吉118-1	983-4038
9	松前公園	2,650	5,300	筒井638	984-7227
合計		32,000	64,005		

収容可能人員は、概ね2㎡あたり1名で算定

(2) 一時避難所（運動場）

	施設名	収容可能 人員(人)	面積 (㎡)	所在地	電話番号
1	松前小学校	8,754	8,754	筒井1175	984-1033
2	松前中学校	16,083	16,083	浜963	984-1149
3	北伊予小学校	12,346	12,346	神崎226	984-1322
4	北伊予中学校	9,528	9,528	神崎415-1	984-2254
5	岡田小学校	10,125	10,125	西高柳156	984-2249
6	岡田中学校	9,848	9,848	昌農内443-1	984-1357
7	伊予高校	24,939	24,939	北黒田119-2	984-9311
8	町民グラウンド	13,762	13,762	鶴吉118-1	
9	松前公園	15,300	15,300	筒井638	984-7227
合計		120,685	120,685		

収容可能人員は、概ね1㎡あたり1名で算定

(3) 災害時要援護者の一時受入場所（一般の避難所での共同生活が困難な場合）

	施設名	所在地	電話番号
1	松前町総合福祉センター	筒井710 - 1	985-3200
2	松前町保健センター	筒井633 - 5	985-4118